

災害時における施設使用に関する協定

石狩市長を「甲」とし、石狩湾新港管理組合管理者を「乙」とし、甲及び乙の間において、大規模災害が発生し、石狩湾新港管理組合庁舎が使用不能等となった場合の代替施設として、石狩市役所（会議室等）を使用することに関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は大規模災害発生時において、乙が甲の管理する石狩市役所の会議室等（以下「代替施設」という。）を使用する場合における必要な事項を定めることを目的とする。

（代替施設の概要）

第2条 代替施設は、以下のとおりとする。

- (1) 名称 石狩市役所（甲の指定する会議室等）
- (2) 所在地 石狩市花川北6条1丁目30番地2

（使用の通知）

第3条 乙は、代替施設を使用する必要が生じた際は、事前に甲に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

（代替施設の管理）

第4条 代替施設の使用中の管理は、乙の責任において行うものとする。甲は乙の管理運営に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 代替施設の管理運営に係る費用については、甲と乙は協議するものとする。

（使用期間）

第6条 代替施設の使用期間は、第3条に基づき通知した日から7日以内とする。ただし、状況により使用期間を延長する必要がある場合は、乙は甲と協議するものとする。

（使用終了と引渡し）

第7条 乙は代替施設の使用を終了した場合は、施設を原状に復旧し、甲の確認を受けた後引き渡すものとする。

（有効期限）

第8条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれかからも申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においてもまた同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年9月17日

甲 石狩市長 加藤 龍幸

乙 石狩湾新港管理組合
管理者 北海道知事 鈴木 直道